

## オーストラリア・ニューサウスウェールズ州と西シドニー 新空港周辺地区における技術協力等に係る覚書に調印

～海外インフラ展開法施行後、UR初の覚書交換～

独立行政法人都市再生機構(UR)とオーストラリア・ニューサウスウェールズ(NSW)州政府は、NSW 州政府が中心となって進めている西シドニー地域における開発計画において、URがこれまで都市開発事業等で得た経験を活かした技術協力等を行うことで合意し、平成 30 年 11 月 29 日に覚書(MOU)を交換しました。

これは、同年8月 31 日に施行された「海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律(海外インフラ展開法)」施行後、URの海外支援業務として海外政府機関と覚書交換を行う第1号となります。



(写真左より リアドンNSW州首相内閣府事務次官、中島正弘UR理事長)

当日は、在日豪州大使館バッシン・ブレイジー首席公使らの臨席を得て、来日した NSW 州政府ティム・リアドン事務次官とUR 中島正弘理事長が、当該覚書に署名しました。

今後も、URは日本企業が海外の都市開発に参入しやすい環境整備を進めてまいります。

(覚書交換の背景及び目的、URの海外展開支援業務については別紙参照。)

お問い合わせは下記へお願いします。

独立行政法人都市再生機構

本社 海外展開支援室 企画課 (電話)045-650-0788

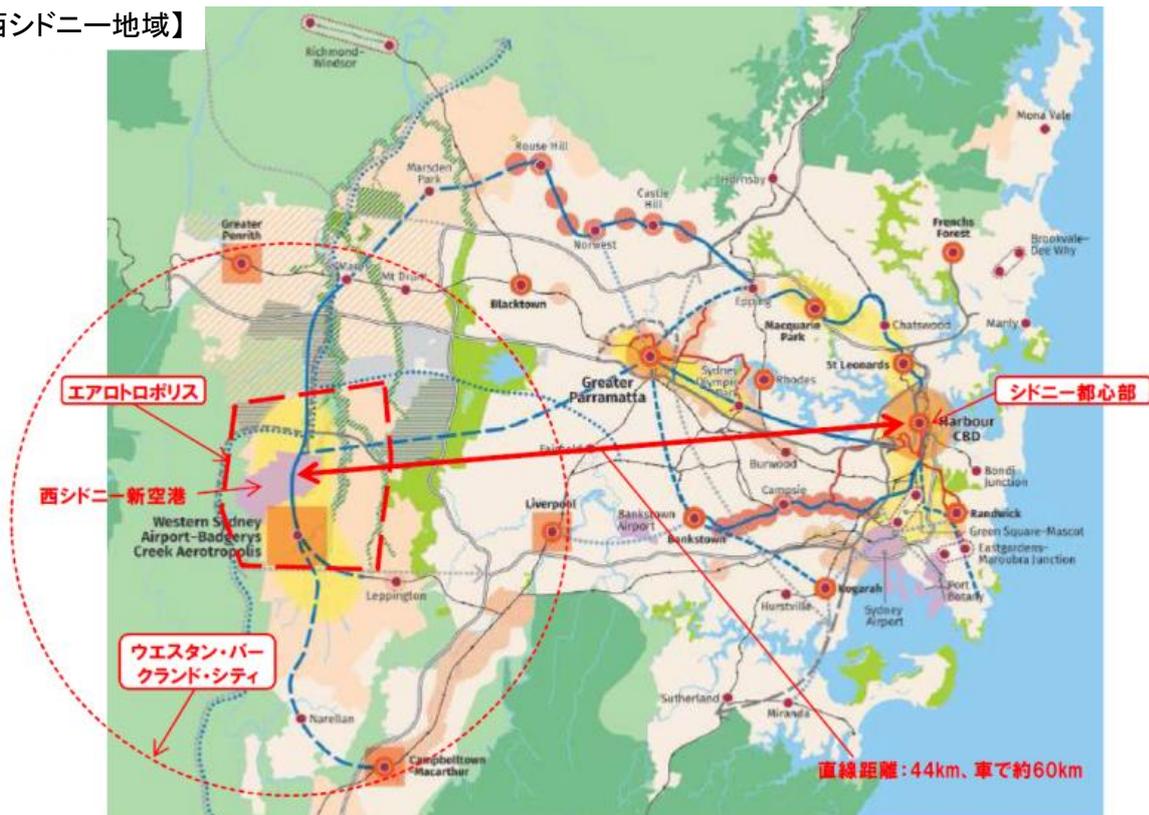
本社 広報室 報道担当 (電話)045-650-0887

【覚書交換の背景及び目的】

NSW州は豪州最大の都市シドニーを含む州です。今後の成長とそれに伴う交通渋滞・既存インフラへの負荷の軽減が州の重要課題とされており、NSW州は西シドニー地域の8地方自治体と連携して、2026年開業予定のシドニー新空港とその周辺地域を対象にウェスタン・シドニー・エアロトロポリスの開発を進めています。

今回の覚書交換により、URは、日本国内で手掛けてきた都市開発事業等で得た経験を活かし、民間企業、政府機関等と協力をしながら、西シドニー地域において、公共交通指向型都市開発(TOD)等に係る技術協力等を提供してまいります。

【西シドニー地域】



【URの海外展開支援業務について】

新興国を中心とした世界の旺盛なインフラ需要を取り込むことは我が国の成長戦略の重要な柱であり、日本企業の海外展開を強力に推進するため、海外インフラ展開法が施行されました。

URには、拡大する世界の都市開発市場において、民間企業単独での参入が困難な大規模な都市開発の事業等について、地区開発マスタープランの策定や、都市開発事業の事業性調査(F/S調査)、さらに住宅の標準設計や改修基準の策定支援等の業務を実施することにより、日本企業が参入しやすい環境の整備を進めることが期待されています。